

佐賀県告示第 120 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託した。

令和 8 年 4 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	住所又は事務所 の所在地	指定年月日	委託年月日	対象となる歳入 等又は歳出
弁護士法人 一番町総合 法律事務所	東京都千代田 区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル	令和 8 年 3 月 23 日	令和 8 年 4 月 1 日	母子父子寡婦福 祉資金未収金